法務省民二第１０８２号
平成２３年４月２８日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについて（依命通知）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号），東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成２３年政令第１１２号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成２３年財務省令第２０号）が本月２７日に公布・施行されましたが，これに伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについては，下記の事項に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本通知中，「法」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を，「令」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令を，「規則」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則をそれぞれ指します。

記

第１　東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税措置（法第３９条第１項関係）

東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存又は移転の登記については，次の要件の下に，平成２３年４月２８日から平成３３年３月３１日までの間に登記を受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

１　被災証明を受けていること

この免税措置の対象となるためには，東日本大震災によりその所有する建物

に被害を受けた被災者（法人を含む。以下，第１から第３まで及び第６において「被災者」という。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により被災者の所有する建物に被害を受けたことにつき，当該建物の所在地の市町村長から証明を受けた場合でなければならない（令第３０条第１項及び第２項）。

したがって，被災者本人が登記の申請をする場合のほか，当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人（以下，第１において「相続人」という。）又は合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）若しくは分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）（以下，第１，第３及び第６において，被災者を含めてこれらの者を総称する場合は，「被災者等」という。）が登記の申請をする場合であっても，法第３９条第１項の規定の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，別紙様式１によるり災証明書（以下「り災証明書」という。）を提供しなければならない（規則第１５条第１項）。

２　被災者等が登記を受けること

法第３９条第１項の規定により登録免許税が課されないのは，被災者本人が登記を受ける場合のほか，被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において，当該被災者の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは当該分割に係る分割承継法人が登記を受けるときが含まれる（令第３０条第２項）。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は，被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ，権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から，更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第３９条第１項の規定の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他その適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第１５条第２項）。ただし，代理人の権限

を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併若しくは分割の事実が判明するときは，これを援用して差し支えない。また，不動産登記規則第３６条第１項に該当するときは，当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

３　滅失建物等の代替建物であること

法第３９条第１項により登録免許税が課されないのは，東日本大震災により滅失した建物又は当該震災により損壊したため取り壊した建物(以下「滅失建物等」という。)に代わるものとして新築又は取得をした建物であって，次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建物の所有権の保存又は移転の登記である。

(1) 東日本大震災に際し被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）が適用された市町村の区域内に所在する建物（令第３０条第３項ただし書）

東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村は，別添１のとおりである。

(2) 上記(1)に該当しない場合の次の建物

ア　個人が新築又は取得をした住宅用の建物（令第３０条第３項第１号）

この場合における住宅用の建物は，その登記記録の表題部に記録された主である建物の種類が居宅，寄宿舎又は共同住宅（社宅などこれらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれらの種類以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされているものに限られる（規則第１５条第３項)。

イ　上記ア以外の建物で滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第３０条第３項第２号）

この場合には，登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明情報（別紙様式２参照）を提供しなければならない（規則第１５条第４項）が，上記アと異なり，建物の種類は問わない。

なお，主務大臣の証明については，別添２のとおりとする。

第２　法第３９条第１項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置(法第３９条第２項関係)

法第３９条第１項の規定の適用を受ける建物(以下「被災代替建物」という。)の新築又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるそ

の貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については，当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

この規定の適用を受けるには，法第３９条第１項の規定の適用を受ける建物の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において，当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であるときは，当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお，根抵当権の設定の登記については，法第３９条第２項の規定は適用されない。

第３　東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置（法第４０条第１項関係）

被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については，次の要件の下に，平成２３年４月２８日から平成３３年３月３１日までの間に登記を受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

１　被災代替建物の敷地の用に供される土地であること

被災代替建物であることについての要件等は第１の１から３までのとおりであり，当該被災代替建物の敷地の用に供される土地には，「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」のほか，「敷地の用に供される見込みである土地」（下記（1））と「敷地の用に既に供されている土地」（下記（2））が含まれる。

この要件に関しては，登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，次に掲げる区分に応じ，それぞれに掲げた証明書類を提供しなければならないこととされている。

（注）当該被災代替建物の敷地の用に供される土地が「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」である場合には，下記（1）及び（2）に掲げた証明書類の提供を要しない。

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される見込みである土地（被災代替建物の表題登記のみがされている場合を含む。）

ア　滅失建物等のり災証明書（規則第１６条第１号イ）

イ　被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類（規則第１６条第１号ロ）

法第４０条第１項の規定により登録免許税が課されないためには，当該土地の上に被災代替建物に該当する建物が建築される見込みであることが必要であり，具体的には，建物請負契約書や建築図面の写し，請負業者や建築士からの建築の依頼を受けていることの証明などで，建築見込みの被災代替建物の種類が明記されているものなどがこれに該当すると考えられる（被災代替建物の表題登記のみがされている場合には，表題登記をした際の登記完了証が考えられる。）。

(2) 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地

ア　滅失建物等のり災証明書（規則第１６条第２号イ）

イ　被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類（規則第１６条第２号ロ）

この「被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地」という要件に関しては，当該被災代替建物について，法第３９条第１項の適用を受けている必要があることから，その点の確認をすることができる書類であることが必要である。

例えば，当該被災代替建物についての所有権の保存又は移転の登記を受けた際の登記完了証，あるいは，当該登記についての申請の受付の年月日及び受付番号の情報等が該当すると考えられる。

ウ　当該土地に係る被災代替建物が「滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第３０条第３項第２号。具体的には，個人が新築又は取得をした住宅用の建物以外の建物をいう。）」である場合には，滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明情報（上記第１の３(2)イ参照）の写し（規則第１６条第２号ハ）

2　土地の面積が「滅失建物等の床面積の合計×６（又は２）」と「滅失建物の敷地の用に供されていた土地の面積」のいずれか大きい面積を超えないこと

(1) 法第４０条第１項に規定する面積については，令第３１条において具体的に規定され，次の面積のいずれか大きい面積までの部分に限り，登録免許税を課さないこととされている。

①　滅失建物等の床面積の合計（当該建物が建物の区分所有等に関する法律

（昭和３７年法律第６９号）第１条に規定する建物である場合にあっては，専有部分の床面積（当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは，区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して計算した面積を含む。））に６（個人が新築又は取得をした住宅用の建物（令第３０条第３項第１号）にあっては，２）を乗じて計算した面積

② 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積

(2) この面積要件については，登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，滅失建物等の床面積の合計又は滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類を提供しなければならないこととされており，この書類によって確認することとなる（規則第１６条柱書き）。この書類に該当するものとしては，次のようなものが考えられる。

ア 滅失建物等の床面積の合計を明らかにする書類

(ｱ) 滅失建物等の登記事項証明書

当該滅失建物等の登記事項証明書に記載されている床面積の合計

(ｲ) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている床面積の合計

(ｳ) り災証明書

り災証明書に滅失建物等の床面積の記載がされている場合は，そのり災証明書

(ｴ) 建築確認通知書等建築確認関係書類

建物が未登記である場合などは，建築確認通知書や建築確認概要書などの書面の提出が見込まれる。

イ 当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類

(ｱ) 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書

当該滅失建物等の所在欄に記載されている土地についての登記されている地積の合計

(ｲ) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている建物の所在欄に記載されている土地についての登記地積又は現況地積

(ｳ) 建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書

建築確認通知書に記載された敷地面積あるいは建築確認検査済証に記載された建築場所及び当該土地についての登記事項証明書記載の面積

なお，本依命通知に基づく取扱いは，本措置が未曾有の大災害の被災者等に係る特例として設けられたものであることを踏まえ，過度に厳格な確認とならないよう配意する必要があり，登記事項証明書以外の書面については，その信憑性が疑われるなど特段の事情がある場合に限り，登記事項の確認等をすることとする。

また，本規定は，「いずれか大きい面積」とされているところ，申請人から一方の面積しか提供されない場合には，その申請に係る面積が大きい面積であると考えれば足り，必ずしも両方の面積を提供させ，比較することまでは要しない。

なお，この「いずれか大きい面積」を超える場合には，その超える部分については免税の対象とはされない（「いずれか大きい面積」までの部分が免税の対象となる。）。

第４　法第４０条第１項の規定の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置（法第４０条第２項関係）

法第４０条第１項の規定の適用を受ける土地（第３の１を参照）の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする抵当権の設定の登記については，当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と同時に受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

この規定の適用を受けるには，法第４０条第１項の規定の適用を受ける土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と連続して抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において，当該抵当権の被担保債権が，貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であるときは，当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお，根抵当権の設定の登記については，法第３９条第２項の規定は適用さ

れない。

第５　登記の申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

１　所有権の保存又は移転の登記

(1) 敷地権の表示の登記がされている建物であって不動産登記法第７４条第２項の規定により申請する場合

法第３９条第１項の規定の適用を受ける建物の表示の下に，「建物については東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第３９条第１項により非課税」のように記載する。

(2) 法第３９条第１項の規定の適用がある建物とその余の特例の適用のない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第３９条第１項の規定の適用を受ける建物の表示の下に，「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第３９条第１項により非課税」のように記載する。

(3) 法第４０条第１項の適用のある土地とその余の特例の適用のない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第４０条第１項の規定の適用を受ける土地の表示の下に，「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第４０条第１項により非課税（あるいは，一部非課税）」のように記載する。

２　抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第３９条第２項（あるいは，第４０条第２項）」のように記載する。

第６　課税額の算定方法

東日本大震災の被災者等が被災代替建物に代わる建物の敷地の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記等については，免税措置が採られることとなるが（法第４０条第１項），具体的には次のようになる。

１　被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第３１条に規定する面積（非課税限度面積）を超えない場合

この場合は，非課税となる。

2　被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第３１条に規定する面積（非課税限度面積）を超える場合

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が１筆の土地の場合

当該土地の価額のうち，令第３１条に規定する面積の部分の価額を除いた価額を課税標準とする。

（例）当該土地が300平方メートルであって，その固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が600万円の場合において，令第３１条に規定する面積が200平方メートルの場合

＜算出方法＞

（600万円÷300㎡）×（300㎡－200㎡）＝200万円（課税標準）

(2) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が複数の場合

当該複数の土地を１筆として見た上で，上記(1)の方法により算出した額を課税標準とする。

（例）当該複数の土地が次のとおりで，令第３１条に規定する面積が200平方メートルの場合

Ａ土地	300平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	600万円
Ｂ土地	400平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	800万円
Ｃ土地	500平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	1,000万円

＜算出方法＞

｛（600万円＋800万円＋1,000万円）÷（300㎡＋400㎡＋500㎡）｝×（（300㎡＋400㎡＋500㎡）－200㎡）＝2,000万円（課税標準）

第７　東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存登記等の免税措置（法第４１条第１項関係）

東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存又は移転の登記については，次の要件の下に，平成２３年４月２８日から平成３３年３月３１日までの間に登記を受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

1　被災証明書類の交付を受けていること

この免税措置の対象となるためには，東日本大震災によりその所有する船舶に被害を受けた被災者（法人を含む。以下第７において「被災者」という。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき，当該船舶の船舶原簿に記録されている

事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（以下「被災証明書類」という。）を受けた場合でなければならない（令第３２条第１項）。

したがって，被災者本人が登記の申請をする場合のほか，当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人（以下，第７において「相続人」という。）又は合併法人若しくは分割承継法人（以下，第７において被災者を含めてこれらの者を総称する場合は，「被災者等」という。）が登記の申請をする場合であっても，法第４１条第１項の規定の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，被災証明書類を提供しなければならない（規則第１７条第１項）。

被災証明書類は，以下のうちいずれか一つを提供すれば足りる（規則第１７条第２項）。

① 船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

② 漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

③ 船員法（昭和２２年法律第１００号）第１９条の規定による報告（船舶の滅失等に限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和２２年運輸省令第２３号）第１５条の地方運輸局長の証明があるもの

④ 船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

２ 被災者等が登記を受けること

法第４１条第１項の規定により登録免許税が課されないのは，被災者本人が登記を受ける場合のほか，被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において，当該被災者の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは分割に係る分割承継法人が登記を受けるときが含まれる（令第３２条第２項）。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は，被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ，権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から，更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第４１条第１項の規定の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報又は申請情報を記載し

た書面と併せて，登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他その適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第１７条第３項）。ただし，代理人の権限を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併又は分割の事実が判明するときは，これを援用して差し支えない。また，船舶登記規則（平成１７年法務省令第２７号）第４９条で準用する不動産登記規則第３６条第１項に該当するときは，当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

3　滅失した船舶等の代替船舶であること。

法第４１条第１項により，登録免許税が課されないこととなる登記は，東日本大震災により滅失した船舶又は当該震災により損壊したため取り壊した船舶(以下「滅失船舶等」という。)に代わるものとして建造又は取得をした船舶であって，次の(1)から(3)までのうちいずれかに該当する船舶の所有権の保存又は移転の登記である。

(1) 個人が建造又は取得をした船舶（令第３２条第３項第１号）

個人が建造又は取得をした船舶について登記を受ける場合には，その船舶が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても，その船舶を滅失船舶等に代わるものとして取り扱って差し支えない。したがって，この場合には，登記の申請情報に滅失船舶等の代替船舶であることを証明する情報を併せて提供することを要しない。

(2) 法人が建造又は取得をした船舶であって当該船舶の船籍港が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内である船舶（令第３２条第３項第２号イ）

東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村は，別添１のとおりである。

(3) 法人が建造又は取得をした船舶（(2)に掲げるものを除く。）であって滅失船舶等の代替船舶であることの証明を受けた船舶（令第３２条第３項第２号ロ）

滅失船舶等に代わるものとして建造又は取得をした船舶であることにつき主務大臣の証明を受けた船舶については，その船舶が東日本大震災に際し被

災者生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても，法第４１条第１項の適用を受けることができる。この場合には，登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて，滅失船舶等の代替船舶であることについての主務大臣の証明情報（別紙様式３参照）を提供しなければならない（規則第１７条第４項）。

第８　法第４１条第１項の規定の適用を受ける船舶の建造又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置（法第４１条第２項関係）

法第４１条第１項の規定の適用を受ける船舶（第７を参照）の建造又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払いが賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該船舶を目的とする抵当権の設定の登記については，当該船舶の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り，登録免許税を課さないこととされた。

この規定の適用を受けるには，法第４１条第１項の規定の適用を受ける船舶の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において，当該抵当権の被担保債権が，貸付けに係る債権，債務の保証に係る求償権であるときは，当該船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお，根抵当権の設定の登記については，法第３９条第２項の規定は適用されない。

第９　登記申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

１　所有権の保存又は移転の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第４１条第１項により非課税」のように記載する。

２　抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成２３年法律第２９号）第４１条第２項により非課税」のように記載する。

別　添　1

東日本大震災に係る
被災者生活再建支援法の適用地域

平成２３年４月２８日現在

都道府県名	該当市町村
青森県	県内全域
岩手県	県内全域
宮城県	県内全域
福島県	県内全域
栃木県	県内全域
茨城県	県内全域
千葉県	県内全域
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内群栄村

別紙様式１

東日本大震災に係るり災証明申請書

下記の建物の所有者が当該建物に被害を受けた者であることの証明を申請します。

平成○○年○○月○○日

市　町　村　長　　殿

（申請者）　住　所（所在地）
　　氏　名（名　称）

建物	所　　在 所有者の住所（所在地） 所有者の氏名（名　称）
建物の床面積 （判明する場合のみ記載）	
建物の所有者との関係	□本　人　□相続人　□合併法人　□分割承継法人

（証明番号）第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成○○年○○月○○日

市　町　村　長　　印

（備考）

１．　申請者は，必要事項を記入の上，被害を受けた建物が所在していた市町村の窓口に提出してください。

２．　点線から下の部分は市町村において記入しますので，申請者は記入しないでください。

別紙様式２

滅失建物等の代替建物であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第15条第4項の規定に基づき，下記の建物が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　殿

申請者　住所（所在地）
　　氏名（名　称）

記

（建物の表示）　所　在
　　家屋番号
　　種　類
　　構　造
　　床面積

（証明番号）第　　号

上記建物は，東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨を証明します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　印

別紙様式３

滅失船舶等の代替船舶であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第17条第4項の規定に基づき，下記の船舶が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　　殿

申請者　　所在地
名　称

記

（船舶の表示）　船　　名
船舶の種類
船　籍　港
船　　質
総トン数

（証明番号）第　　号

上記船舶は，東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨を証明します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　　印

別　添　2

登録免許税の建物の免税措置に係る主務大臣の証明について

被災者生活再建支援法の適用地域外で，建物（居住用を除く。）を新築又は取得した場合の主務大臣の証明については，次のとおりとする。

1　建物の代替性の確認について

(1) 被災建物の確認

建物が東日本大震災により被災したかどうかは市町村長の発行する証明書の写しにより確認する。

(2) 代替建物の確認

① 同一敷地での代替建物の取得

被災建物の所在地と代替建物の所在地が同一であることを次のイ及びロにより確認する。

イ　申請者の申立て

ロ　請負契約書等の関係書類

② ①以外の場合

被災建物が東日本大震災により滅失したこと若しくは損壊したため取り壊されたこと及び申請時に被災建物の敷地に申請者所有の建物が存在しないこと若しくは建設中でないことを次のイ及びロにより確認する。

イ　申請者の申立て

ロ　被災建物の閉鎖登記簿謄本，その敷地が譲渡されている場合には譲渡契約書又はその登記簿謄本，その敷地が賃貸されている場合には賃貸契約書等の関係書類

したがって，申請者から同一の主務大臣に対し，同一の被災建物について，複数の証明申請があるかどうかの確認は要するが，申請者が他の場所でどのような建物を取得しているかどうかの確認は要しない。また，被災建物と代替建物の質的代替性は問わない。

2　主務大臣について

主務大臣は，申請者の営む主たる事業を所管する大臣とする。

各省申請先の管轄一覧

農林水産省	〔東北農政局〕 青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県 〔関東農政局〕 茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，長野県，静岡県
国土交通省	〔東北地方整備局〕 青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県 〔関東地方整備局〕 茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県 〔北海道運輸局〕 北海道 〔東北運輸局〕 青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県 〔関東運輸局〕 茨城県，栃木県，群馬県，千葉県，埼玉県，東京都，神奈川県，山梨県
経済産業省	〔東北経済産業局〕 青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県 〔関東経済産業局〕 茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県

主務大臣の証明書の主な申請先の一覧

所管省庁	業　　種　　〔申請先〕
厚生労働省	飲食店，理美容業，洗濯業，旅館業（登録ホテル・旅館を除きます。） 〔厚生労働省健康局生活衛生課〕 東京都千代田区霞が関1-2-2　℡ 03-3595-2301 病院・診療所 〔同省医政局指導課〕 ・薬局（医薬食品局総務課） ・店舗販売業（同上） ・医療機器の販売業・賃貸業（医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室） ・医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造業（医政局経済課） ・医療機器の修理業（同上） ・卸売販売業（同上）
農林水産省	農業，林業，水産業，食料品製造業，飲食料品卸売・小売業，その他農林水産関連業 〔東北農政局企画調整室〕 仙台市青葉区本町3-3-1　℡ 022-263-0564 〔関東農政局企画調整室〕 さいたま市中央区新都心2-1　さいたま新都心合同庁舎2号館 ℡ 048-740-0304
国土交通省	建設業，測量業，建設コンサルタント，地質調査業，補償コンサルタント，宅地建物取引業等 営業所の所在地を管轄する北海道開発局又は地方整備局の建設業，測量業，建設コンサルタント，地質調査業，補償コンサルタント，宅地建物取引業等の担当課

	〔東北地方整備局建政部，用地部〕 仙台市青葉区二日町9-15　℡ 022-225-2171 〔関東地方整備局建政部，用地部〕 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館 ℡ 048-601-3151 運輸業，倉庫業，自動車整備業，造船・船用工業，旅行業，登録ホテル・旅館 〔北海道運輸局総務部総務課〕 札幌市中央区大通西10　札幌第2合同庁舎　℡ 011-290-2711 〔東北運輸局総務部総務課〕 仙台市宮城野区鉄砲町1　仙台第4合同庁舎　℡ 022-299-8851 〔関東運輸局総務部総務課〕 横浜市中区北仲通5-57　横浜第2合同庁舎　℡ 045-211-7204
経済産業省	上記以外の製造業，流通業，その他の事業等 〔東北経済産業局地域経済部地域経済課〕 仙台市青葉区本町3-3-1　仙台合同庁舎　℡ 022-221-4876 〔関東経済産業局地域経済部地域経済課〕 さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館 ℡ 048-600-0253 上記以外の地域については，各担当局宛お問い合わせください。